



山口市

報 道 資 料

令和2年4月30日

1 件名

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金」の創設について（申請開始：5月7日～）

2 内容

◆別添パンフレット・申請書類を5月1日に市ウェブサイトに掲載します。◆

また、5月1日から専用の電話相談窓口（フリーダイヤル）を開設します。

※申請書類は、商工会議所・商工会、各総合支所・地域交流センター、料飲組合各支部に備え付けています。

<制度内容>

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少に伴う事業縮小や臨時休業等により営業活動に大きな影響を受ける市内飲食サービス事業者に対して、事業継続及び雇用の維持・確保を目的に、緊急的な支援として4月から6月までの3か月間の店舗家賃の支払いに要する経費（30万円上限）を補助します。

（対象事業者）

市内で飲食サービス業を営む店舗で、食品衛生許可を有し、かつ、本年1月から5月のいずれかの売上が前年同月比で20%以上減少している事業者（詳細は別紙参照）

（補助金額）

店舗の家賃（駐車場等の地代を除く）について10分の10を補助します。

補助額は、1か月あたり10万円を上限として計算し、3か月分の金額を一括補助

（1店舗あたり最大30万円）ただし、3か月の家賃の合計が20万円以下の場合は20万円を補助

（募集期間）

令和2年5月7日（木）～6月30日（火）当日消印有効

（申請方法）

申請書類を郵送又は市の特設受付窓口に提出

（特設受付窓口）

下記の2会場で申請を受け付けます。（受付は、平日9:00～17:00）

◆山口会場：山口市民会館展示ホール前（5/29まで。それ以後は山口総合支所内）

◆小郡会場：小郡総合支所第1会議室（当面の間の受付窓口となります）

<制度に関する問い合わせ先>

5月1日から当面の間、専用のコールセンターを開設します。5月6日までは、土日祝日も開設します。（受付時間：9:00～17:00）

山口市中小企業支援総合相談窓口 TEL:0120-36-3355（フリーダイヤル）

※4月30日に追加された「小売業・飲食サービス業等への経営支援」の詳細については、5月11日（月）を目途に市ウェブサイト等で公表いたします。

3 実施主体

山口市

4 問い合わせ

山口市経済産業部ふるさと産業振興課 商工労政担当 金子・弘中

TEL 直通：(083)934-2719



山口市

<店舗家賃を支払っておられる飲食サービス事業者は、こちらの補助制度を御利用ください>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内で 飲食サービス業を営む事業者の店舗家賃を補助します (山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少に伴う事業縮小や臨時休業等により営業活動に大きな影響を受ける市内飲食店に対して、緊急的な支援として4月から6月までの3カ月間の店舗家賃の支払いに要する経費（最大30万円）を補助します。

※自社物件等による営業のため家賃を負担されていない飲食サービス事業者については、別途創設する給付金（定額20万円）の対象となります。（詳細は5月11日に市ウェブサイト等で公表）

<対象事業者>

下記の要件をすべて満たす事業者となります。

- ◆不動産賃貸借契約又はテナント契約等により市内に所在する店舗を賃借し、飲食サービス業を営んでいる事業者
- ◆令和2年4月30日以前に事業を開始し、今後も事業活動を継続する事業者
- ◆本年1月から5月のいずれかの月で売上高等が前年同月比で20%以上減少している事業者
※開業が1年未満の事業者については、当初売上計画からの減少率とします
- ◆山口県が行う食品衛生許可のうち、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている事業者
ただし、下記に掲げる事業は対象となりません
 - ・宿泊業を主とする旅館・ホテル及び小売業を主とするスーパーマーケットやコンビニエンスストアの経営者が当該施設で直接経営する飲食事業
 - ・社員食堂等で調理を受託し、専ら特定の者に対して飲食を提供することを目的とする事業
 - ・店舗の家賃が発生しない自動車等による移動販売事業及び自動販売機事業
- ◆暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと

<助成内容>

店舗部分の家賃（駐車場等の地代は除く）について補助します。

補助額は、1か月あたり10万円を上限として計算し、3か月分の金額を一括補助（1店舗あたり最大30万円）ただし、3カ月の家賃の合計が20万円以下の場合は20万円を補助（補助金計算の例）

【毎月の店舗家賃が5万5千円の場合】

5万5千円×3か月分＝16万5千円＝20万円を補助（店舗あたり最低20万円とします）

【毎月の店舗家賃が、12万円の場合】

12万円×3か月＝36万円＝上限額の30万円を補助

<申請期間>

令和2年5月7日（木）～6月30日（火）当日消印有効



<申請方法>

郵送又は市の特設受付窓口にて申請してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送での提出をお願いします。

【郵送での申請】※支払は、口座振込のみとなります。

郵送先住所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

ふるさと産業振興課 家賃補助金担当 宛

裏面もご覧ください



山口市

<山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金>

【特設受付窓口での申請】

下記の2会場で申請を受け付けます。（いずれの会場も受付は、平日 9:00～17:00）

◆山口会場：山口市民会館展示ホール前（5月29日まで。それ以後は山口総合支所内）

◆小郡会場：小郡総合支所第1会議室（当面の間の受付窓口となります）

※注意）会場は、状況に応じ変更となる場合がありますので、お越しの際は、市ウェブサイト又は下記窓口のフリーダイヤルでご確認ください。

<申請書類>

「山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金申請書兼請求書（様式第1号）」に下記の書類を添付して申請してください。

- ① 飲食店営業・喫茶店営業の食品衛生許可書（写し）
※申請時において許可期間内であること
- ② 不動産賃貸借契約書等で家賃額及び契約者、契約期間がわかる書類（写し）
- ③ 家賃の支払いが完了していることを証明する書類（写し）
※直近6カ月の内、3カ月以上の家賃の支払状況がわかるもの（例：支払領収書、引き落としが分かる預金通帳の写し等）
- ④ 口座振込を希望する場合は、口座情報記載部分（写し）（例：通帳の表面コピー等）
- ⑤ その他必要と認める書類
上記書類のほか、申請内容を確認するための追加書類を提出していただく場合があります。

<交付の決定・補助金の支払>

【現金支給を希望する場合】※窓口での申請のみとなります。

特設受付窓口において申請書兼請求書を受け付け、受領者の顔写真付きの身分証明書で本人確認を行い、即時審査の上、現地で仮払い通知書兼受領証を発行します。

この場合、審査及び通知書発行等の手続きに際しお時間をいただきますのであらかじめご了承ください。

受領者は、萩山口信用金庫の本店又は小郡支店の窓口以下に以下の書類を提示することで、その場で補助金を受け取れます。（営業時間内に限ります。）

後日、交付を決定した申請者宛に交付決定通知書等を郵送します。

<現金支給を希望する場合に持参していただくもの>

- ◆特設受付窓口で発行した仮払い通知書兼受領証及び申請書のコピー
- ◆補助金を受領する方の顔写真付きの身分証明書
運転免許証等、顔写真付きの身分証明書が無い場合は、2種類の身分証明書（保険証、住民票等）
- ◆補助金を受領する方の印鑑（認印可）

【口座振込を希望する場合】

申請書を審査の上、交付の決定を行い、通知書を申請者に郵送します。交付決定後、申請書兼請求書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。

口座振込までの期間は、交付決定後、1週間程度です。

<お問い合わせ先>

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市中小企業支援総合相談窓口（ふるさと産業振興課）
TEL：0120-36-3355（フリーダイヤル）

市ウェブサイトは
こちら→



通し番号：

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

山口市長

あて

【申請者】 ㊦

所在地

名称

代表者

㊦

電話番号（担当者）

山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金交付申請書兼請求書

山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金の交付を受けたいので、山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

店舗の名称			
店舗の所在地	山口市		
食品衛生許可証番号		営業開始年月	
売上減少率の確認	<p>補助金交付の要件として、令和2年1月から5月のいずれかの月の売上高等が、前年同月比で20%以上減少していることが必要です。</p> <p>令和2年____月の売上高 ① _____ 円</p> <p>前年同月の売上高 ② _____ 円</p> <p>売上減少率 [(②-①) / ② × 100] _____ %</p> <p>※ 開業後1年未満の場合は、「前年同月の売上高」に、収支予算や当初売上計画等における見込売上高を記入してください。</p>		
補助金申請額	<p>家賃（4月） _____ 円</p> <p>（5月） _____ 円</p> <p>（6月） _____ 円</p> <p>合計 _____ 円</p> <p>※店舗部分の家賃を御記入ください。</p> <p>※駐車場等の地代や、敷金・礼金等の一時金は除いてください。</p> <p>（本欄に記載された額が、契約書上の額を下回る場合は、駐車場等の家賃以外の額を差し引いたもの、又は家賃の減額があったものとみなして審査します。）</p> <p>※月額契約ではない場合は、月額に換算した額を御記入ください。</p> <p>申請額 _____ 円（A）</p> <p>※上記の合計金額（千円未満の端数がある場合は切り捨てた額）を記入してください。</p> <p>※計算の結果20万円を下回る場合は申請額を20万円、30万円を超える場合は申請額を30万円として記入してください。</p>		

<p>補助金の受け取り方法</p> <p>※口座振込又は現金受取のどちらかを選択し、<input checked="" type="checkbox"/> (チェック) を御記入ください</p>	<input type="checkbox"/> 口座振込 (申請受理後、1週間程度でお振込みいたします)		
	<p>本申請に係る山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金について、次の口座に振り込んでいただくよう請求します</p>		
	金融機関名		支店名
	貯金種別	普通・当座・()	口座番号
(フリガナ) 口座名義人			
<p>※口座名義人は、申請者と同じ方をお願いします。</p>			
<hr/> <input type="checkbox"/> 現金受取【郵送申請の場合は現金受取はできません】			
<p>現金受取の場合は、<u>萩山口信用金庫の本店及び小郡支店</u>の、2店舗での受取となります。</p> <p>窓口で申請いただいた際、その場で仮払い通知書を発行いたしますので、各店舗の窓口営業時間内にお受け取りください。</p> <p>※ <u>受取の際に、受領者の顔写真付きの本人確認書類 (運転免許証等) が必要です。以下で指定される受領者以外の受取はできません。</u></p> <p>受領者：住所 _____</p> <p style="padding-left: 100px;">氏名 _____</p> <p>【受領者が申請者と異なる場合の委任事項】</p> <p>本申請に係る山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金の受領の権限を、上記の者に委任します。</p>			

次の事項について御確認の上、申請者本人が (チェック) を御記入ください。

- これまで申請店舗について本補助金の交付を受けていない。
- 補助金の交付を受ける物件において、今後も事業を継続する意思を有している。
- 本申請書に記載された事項及び提出書類について、内容に偽りがないことを誓約する。
- 暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを誓約し、及び暴力団排除のために必要な官公庁への照会を行うことに同意する
- 虚偽の内容により補助金を受けたことが判明した場合又は補助金の支給要件の欠格や、支給額を減額すべき事案が発生した場合は、補助金の全部または一部の返還に応じる。

※を入れない事項がある場合は補助金の支給対象になりません。

申請時添付書類 添付漏れがないように (チェック) をお願いします。

- 飲食店営業又は喫茶店営業の食品衛生許可書写し (申請時において許可期間内であること)
- 家賃及び契約者、契約期間が明記された店舗の賃貸借契約書の写し (契約期間中のもの)
- 直近6か月の内3か月分以上の家賃の支払い状況が分かるもの (物件の賃借開始期間が3か月に満たない場合は、賃借開始月から直近の支払月まで)
- 口座振込の場合は、通帳の口座情報記載部分の写し

【郵送申請の場合】送付先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号 ふるさと産業振興課 家賃補助金担当
 【窓口申請の場合】山口市市民会館 (5月7日～29日)、山口市役所(6月1日～30日)
 小郡総合支所1階第1会議室(5月7日～当面の間)
 【お問い合わせ】 山口市中小企業支援総合相談窓口(ふるさと産業振興課) TEL 0120-36-3355(フリーダイヤル)

山口市長

あて

【申請者】 〒
所在地
名称
代表者
電話番号 (担当者)

店舗の賃貸借契約又はテナント契約等における所在地、名称 (屋号)、氏名を御記入ください

山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金交付申請書兼請求書

山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金の交付を受けたいので、山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

店舗の名称	食品衛生許可証における名称、所在地を御記入ください		
店舗の所在地	食品衛生許可証における名称、所在地を御記入ください		
食品衛生許可証番号	平●●山健第●●号の●●の●●	営業開始年月	平成 31 年 1 月
売上減少率の確認	補助金交付の要件として、令和 2 年 1 月から 5 月のいずれかの月の売上高等が、前年同月比で 20% 以上減少していることが必要です。 対象店舗で行う飲食サービス業に係る売上高を記載してください		
	令和 2 年 4 月の売上高	①	5,500,000 円
	前年同月の売上高	②	12,000,000 円
	売上減少率 [(②-①) / ② × 100]		54.1 %
	※ 開業後 1 年未満の場合は、「前年同月の売上高」に、収支予算や当初売上計画等における見込売上高を記入してください。		
補助金申請額	家賃 (4 月)		50,000 円
	(5 月)		50,000 円
	(6 月)		50,000 円
	合計		150,000 円
	※店舗部分の家賃を御記入ください。 ※駐車場等の地代や、敷金・礼金等の一時金は除いてください。 (本欄に記載された額が、契約書上の額を下回る場合は、駐車場等の家賃以外の額を差し引いたもの、又は家賃の減額があったものとみなして審査します。) ※月額契約ではない場合は、月額に換算した額を御記入ください。		
	申請額		200,000 円
	※上記の合計金額 (千円未満の端数がある場合は切り捨てた額) を記入してください。 ※計算の結果 20 万円を下回る場合は申請額を 20 万円、30 万円を超える場合は申請額を 30 万円として記入してください。		

補助金の受け取り方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込（申請受理後、1週間程度でお振込みいたします）			
	本申請に係る山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金について、次の口座に振り込んでいただくよう請求します			
	金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
	貯金種別	○普通・当座・()	口座番号	12345
(フリガナ) 口座名義人	ｶﾞｼﾞｶﾞｲｼﾞ ｶｸｸ ﾀﾞｲﾔｸﾄﾘｼﾞﾏﾘｸ ﾏﾙﾏﾙ 株式会社 ■■ 代表取締役 ●●			
※口座名義人は、申請者と同じ方をお願いします。				

現金受取【郵送申請の場合は現金受取はできません】				
現金受取の場合は、萩山口信用金庫の本店及び小郡支店の、2店舗での受取となります。				
窓口で申請いただいた際、その場で仮払い通知書を発行いたしますので、各店舗の窓口営業時間内にお受け取りください。				
※ 受取の際に、受領者の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証等）が必要です。以下で指定される受領者以外の受取はできません。				
受領者：住所 _____				
氏名 _____				
【受領者が申請者と異なる場合の委任事項】				
本申請に係る山口市飲食サービス事業者家賃支援補助金の受領の権限を、上記の者に委任します。				

次の事項について御確認の上、申請者本人が（チェック）を御記入ください。

- これまで申請店舗について本補助金の交付を受けていない。
- 補助金の交付を受ける物件において、今後も事業を継続する意思を有している。
- 本申請書に記載された事項及び提出書類について、内容に偽りが無いことを誓約する。
- 暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを誓約し、及び暴力団排除のために必要な官公庁への照会を行うことに同意する
- 虚偽の内容により補助金を受けたことが判明した場合又は補助金の支給要件の欠格や、支給額を減額すべき事案が発生した場合は、補助金の全部または一部の返還に応じる。

※を入れない事項がある場合は補助金の支給対象になりません。

申請時添付書類 添付漏れがないように（チェック）をお願いします。

- 飲食店営業又は喫茶店営業の食品衛生許可書写し（申請時において許可期間内であること）
- 家賃及び契約者、契約期間が明記された店舗の賃貸借契約書の写し（契約期間中のもの）
- 直近6か月の内3か月分以上の家賃の支払い状況が分かるもの（物件の賃借開始期間が3か月に満たない場合は、賃借開始月から直近の支払月まで）
- 口座振込の場合は、通帳の口座情報記載部分の写し

【郵送申請の場合】送付先：〒753-8650 山口市亀山町2番1号 ふるさと産業振興課 家賃補助金担当

【窓口申請の場合】山口市市民会館（5月7日～29日）、山口市役所（6月1日～30日）

小郡総合支所1階第1会議室（5月7日～当面の間）

【お問い合わせ】山口市中小企業支援総合相談窓口（ふるさと産業振興課） TEL 0120-36-3355（7リ-グ イヤル）